

広報

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



霞ヶ浦高等学校チア・ダンス部のみなさん



まい・あみ・まつりキャラクター「ピース」と「さくら」



あみ大使の「みならいモンスター」



「ねばねば音頭」の泉水いづみさんと浅野勝盛さん



天翔如人のみなさん



「まい・あみ・マルシェ」コーナー



2016
No.668

11

平成 28 年
10月28日発行

主な内容

まちの家計簿／平成 27 年度歳入歳出決算……	2
婚活協働事業のご案内……………	7
平成 29 年度保育施設の利用案内……………	10
住宅用 LED 照明設置補助金制度・クリーン作戦……	15
障害者週間と障害者理解について……………	16

フレンドリータウンデイズ 2016

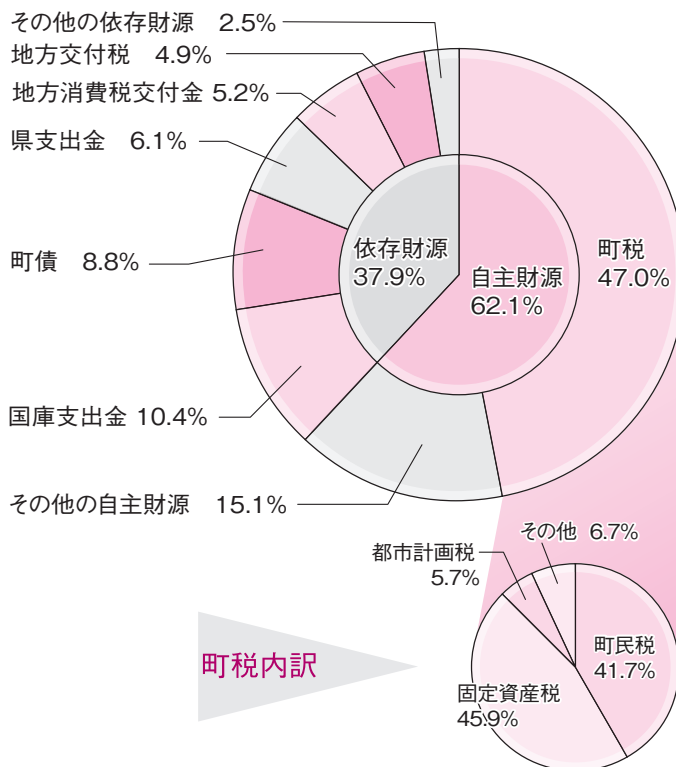
『阿見の日』が 9 月 17 日(土)に開催

鹿島アントラーズ対ジュビロ磐田(県立カシマサッカースタジアム)の試合日に合わせて、町の特産品販売や泉水いづみさん、みならいモンスター、霞ヶ浦高等学校チア・ダンス部、天翔如人のそれぞれによるパフォーマンスが披露され、会場は大盛況となりました。

まちの家計簿

平成27年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 158 億 6964 万 8 千円



歳入総額	158 億 6964 万 8 千円	(100.0%)
自主財源	98 億 4300 万 8 千円	(62.1%)
町税	74 億 5515 万 3 千円	(47.0%)
その他の自主財源	23 億 8785 万 5 千円	(15.1%)
繰入金	7 億 4458 万 4 千円	(4.7%)
繰越金	6 億 9268 万 8 千円	(4.4%)
諸収入	4 億 4634 万 1 千円	(2.8%)
使用料・手数料	2 億 4914 万 1 千円	(1.6%)
その他	2 億 5510 万 1 千円	(1.6%)
依存財源	60 億 2664 万 円	(37.9%)
国庫支出金	16 億 4869 万 5 千円	(10.4%)
町債	13 億 9470 万 円	(8.8%)
県支出金	9 億 6961 万 4 千円	(6.1%)
地方消費税交付金	8 億 2157 万 9 千円	(5.2%)
地方交付税	7 億 7796 万 4 千円	(4.9%)
その他の依存財源	4 億 1408 万 8 千円	(2.5%)
地方譲与税	1 億 8290 万 3 千円	(1.2%)
地方特例交付金	3160 万 5 千円	(0.2%)
その他	1 億 9958 万 円	(1.1%)

一般会計

決算の概要

※()内は対前年度比率

歳入は、前年度と比較して主に次の増減がありました。

● 増となった項目 ▼ 町税：270

8万7千円(0.4%)の増／企業の設備投資の増に伴う固定資産税の増など ▼ 地方消費税交付金：3億65万5千円(57.7%)の増／地方消費税の引き上げの影響 ▼

繰入金：6億2293万3千円(512.1%)の増／財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金の皆増など ▼ その他の依存財源：2102万1千円(5.3%)の増／自動車取得税交付金の増など

● 減となった項目 ▼ 地方交付税：3614万2千円(4.4%)の減／

普通交付税の減など ▼ 国庫支出金：2億8956万5千円(14.9%)の減／防災行政無線放送施設整備に係る民生安定施設整備事業補助金の減など ▼ 繰越金：1億3795万7千円(16.6%)の減／純繰越金の減など ▼ 町債：2億6880万5千円(16.2%)の減／学校施設耐震化事業債の皆減など

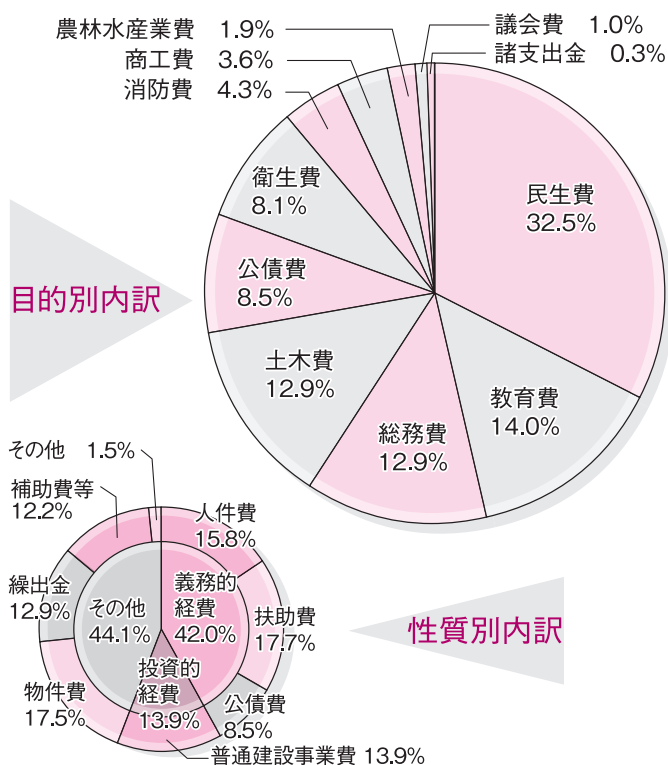
平成 27 年度一般会計の決算額は、歳入総額 158 億 6964 万 8 千円、歳出総額 150 億 1436 万 2 千円となり、前年度と比較し、歳入については、2 億 6320 万 3 千円 (1.7%) の増、歳出については、1 億 60 万 5 千円 (0.7%) の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、8 億 5528 万 6 千円で翌年度へ繰り越すべき財源として 1 億 7364 万 2 千円を充てると、実質収支額は、6 億 8164 万 4 千円となり、前年度と比較し、2 億 17 万円 (41.6%) の増となりました。

各会計を通じた決算総額は、歳入 287 億 7129 万 1 千円（一般会計 158 億 6964 万 8 千円・特別会計 129 億 164 万 3 千円）、歳出 272 億 3716 万円（一般会計 150 億 1436 万 2 千円・特別会計 122 億 2279 万 8 千円）、歳入歳出差引額（形式収支）は、平成 26 年度の 14 億 8129 万 9 千円に比べ、3.6% 増の 15 億 3413 万 1 千円となっています。

一般会計 **歳出** 総額 150 億 1436 万 2 千円

歳出総額	150 億 1436 万 2 千円 (100.0%)
民生費	48 億 7241 万 5 千円 (32.5%)
教育費	20 億 9831 万 6 千円 (14.0%)
総務費	19 億 4008 万 5 千円 (12.9%)
土木費	19 億 2982 万 1 千円 (12.9%)
公債費	12 億 9638 万 8 千円 (8.5%)
衛生費	12 億 1921 万 4 千円 (8.1%)
消防費	6 億 4473 万 8 千円 (4.3%)
商工費	5 億 3596 万 6 千円 (3.6%)
農林水産業費	2 億 7854 万 4 千円 (1.9%)
議会費	1 億 5247 万 1 千円 (1.0%)
諸支出金	4640 万 4 千円 (0.3%)



歳出 の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減がありました。

● 増となった項目 ▼ 議会費… 510万6千円(3.5%)の増 / 議員報酬関係経費の増など ▼ 民生費… 3億830万6千円(6.8%)の増 / 保育所維持管理費の増など ▼ 衛生費… 1億3084万7千円(12.0%)の増 / 保健衛生事務費の増など ▼ 商工費… 2億5368万8千円(89.9%)の増 / 阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業の増など ▼ 教育費… 2億3801万円(12.8%)の増 / 中学校施設整備事業の増など ▼ 公債費… 417万9千円(0.3%)の増 / 元金償還費の増など

● 減となった項目 ▼ 総務費… 3億1756万2千円(14.1%)の減 / 防災行政無線放送施設整備事業の減など ▼ 農林水産業費… 9385万9千円(25.2%)の減 / 被災農業者向け経営体育成支援事業の皆減など ▼ 土木費… 4896万8千円(2.5%)の減 / 公園緑地整備事業の減など ▼ 消防費… 9779万4千円(13.2%)の減 / 職員給与関係経費の皆減など ▼ 諸支出金… 2億8134万8千円(85.8%)の減 / 公共公益施設整備基金費の減など

人口一人当たりの歳入と歳出

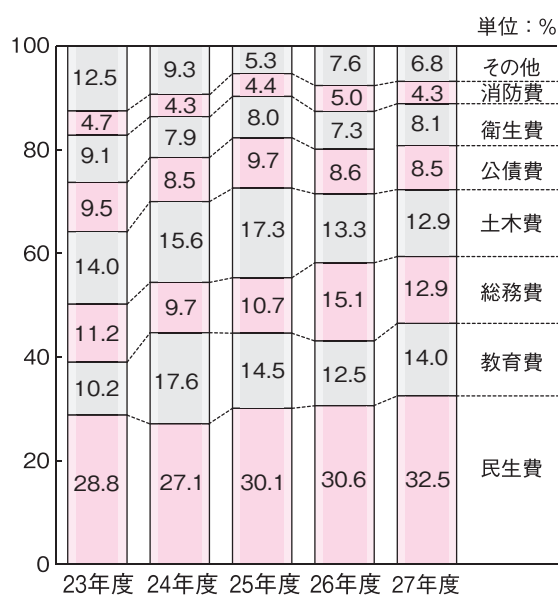
平成 27 年度総人口 47,438 人（平成 28 年 4 月 1 日現在・常住人口調査）

歳出総額	31 万 6505 円	(100.0%)
民生費	10 万 2711 円	(32.5%)
教育費	4 万 4233 円	(14.0%)
総務費	4 万 898 円	(12.9%)
土木費	4 万 681 円	(12.9%)
公債費	2 万 7328 円	(8.5%)
衛生費	2 万 5701 円	(8.1%)
消防費	1 万 3591 円	(4.3%)
商工費	1 万 1298 円	(3.6%)
農林水産業費	5872 円	(1.9%)
議会費	3214 円	(1.0%)
諸支出金	978 円	(0.3%)

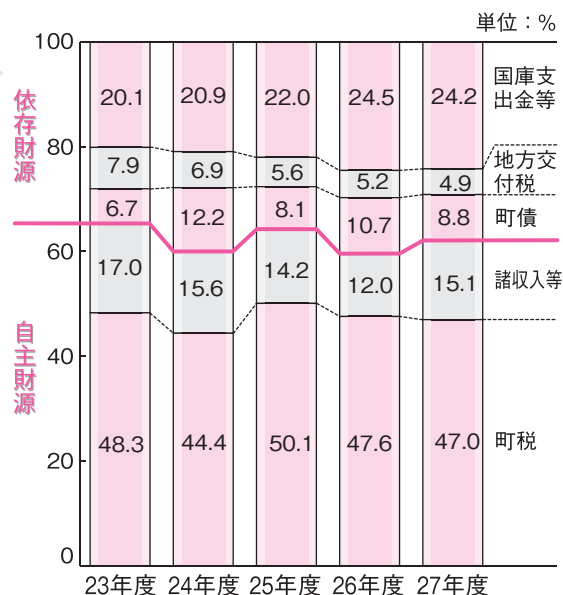
歳入
歳出

歳入総額	33 万 4535 円	(100.0%)
自主財源	20 万 7492 円	(62.1%)
町税	15 万 7156 円	(47.0%)
その他の自主財源	5 万 336 円	(15.1%)
依存財源	12 万 7043 円	(37.9%)
国庫支出金	3 万 4755 円	(10.4%)
町債	2 万 9400 円	(8.8%)
県支出金	2 万 440 円	(6.1%)
地方消費税交付金	1 万 7319 円	(5.2%)
地方交付税	1 万 6400 円	(4.9%)
その他の依存財源	8729 円	(2.5%)

過去 5 年間の推移



歳入
歳出



平成 27 年度の主な事業

- **総務費** ▼阿見町町村合併 60 周年記念式典を開催
▼役場庁舎の耐震補強工事を実施▼道の駅を建設するための基本設計を実施
- **民生費** ▼待機児童解消のため地域型保育事業を実施
▼健康の保持増進と生活の安定を図るため医療費の一部を助成▼阿見小学校区放課後児童クラブ専用施設の建設
- **衛生費** ▼感染症予防のため予防接種費用の一部を助成▼住宅用 LED 照明設置費の一部を補助▼不法投棄監視カメラ・禁止看板を設置
- **農林水産業費** ▼農業後継者の就農・営農を支援

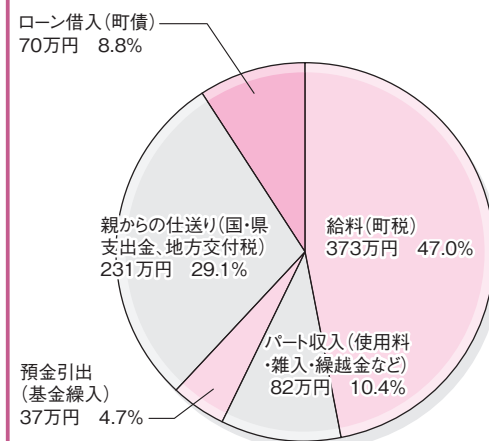
- ▼農業生産基盤や農村環境を守る取組みを支援
- **商工費** ▼商工会発行のプレミアム付商品券の発行経費を支援▼霞ヶ浦湖岸の親水性向上のため道路や公園を整備
- **土木費** ▼道路の新設改良や排水整備、危険箇所の改良などを実施▼都市計画道路寺子・飯倉線整備を推進
- **消防費** ▼消防団消防ポンプ自動車を更新
- **教育費** ▼朝日中学校の設備改修工事（トイレ改修工事・エアコン設置工事）を実施▼中央公民館の耐震補強工事を実施▼予科練平和記念館開館 5 周年記念式典を開催

平成 27 年度決算を家庭の家計簿に例えると…

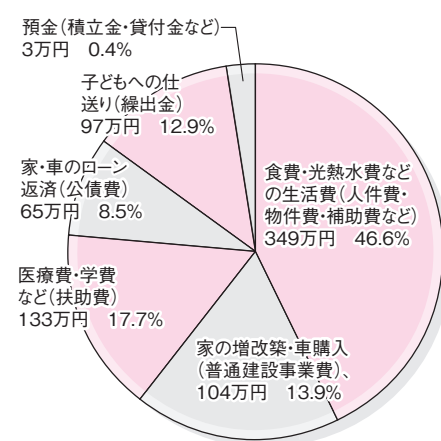
● 一般会計決算を 1/2000 に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめました（右図参照）

※ 収入 793 万円 - 支出 751 万円 = 42 万円は次年度へ繰り越します
 ※ 預金残高（一般会計基金）291 万円・ローン残高（町債）656 万円

▼ 阿見家の収入 793 万円



▼ 阿見家の支出 751 万円



収入のうち給料・パート収入・預金引出が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいと言えます。町では約 62% が自主財源、約 38% が依存財源となっています。給料・パート収入・親からの仕送りをあわせると 686 万円の収入になるのに対し、支出は生活費 349 万円、家の増改築や車の購入代 104 万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い 133 万円やローンの返済 65 万円などで 651 万円がかかります。家の増改築や車の購入代をローン借入でまかない、生活費などを節約した結果、今年度は将来に備え 3 万円を預金することができました。

車や住宅の購入（町では公園や道路の建設など）のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子供たちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりを進めていきます。

町債・基金の現在高

※ 27 年度末とは、平成 28 年 3 月 31 日現在です

町債の現在高

区分	27 年度末現在高 (※)
一般会計	131 億 2182 万 円
特別会計	79 億 4005 万 6 千円
公共下水道事業	68 億 1497 万 円
農業集落排水事業	11 億 2508 万 6 千円
公営企業会計(水道事業)	11 億 9352 万 4 千円

基金の現在高

基金等の名称	27 年度末現在高 (※)
財政調整基金	31 億 7160 万 円
減債基金	3 億 7310 万 円
その他の基金	22 億 6951 万 4 千円
国民健康保険支払準備基金	2 億 8000 万 円
公共下水道整備基金	10 万 円
介護給付費準備基金	7636 万 8 千円
農業集落排水事業債減債基金	9683 万 9 千円
土地開発基金(現金)	360 万 円

特別会計決算

● 国民健康保険特別会計	● 農業集落排水事業特別会計
歳入 64 億 6858 万 9 千円	歳入 1 億 6539 万 3 千円
歳出 59 億 6450 万 4 千円	歳出 1 億 4933 万 8 千円
● 公共下水道事業特別会計	● 介護保険特別会計
歳入 25 億 5065 万 6 千円	歳入 29 億 2874 万 2 千円
歳出 24 億 9864 万 6 千円	歳出 28 億 4466 万 2 千円
● 土地地区画整理事業特別会計	● 後期高齢者医療特別会計
歳入 2090 万 円	歳入 7 億 6736 万 3 千円
歳出 1 万 8 千円	歳出 7 億 6563 万 円

公営企業会計決算

(水道事業会計)

収益的収入および支出

収入	11 億 8807 万 5 千円
支出	9 億 8126 万 1 千円

資本的収入および支出

収入	2 億 1198 万 7 千円
支出	4 億 7738 万 5 千円

※ 資本的収入および支出における収入の不足額は過年度損益勘定留保資金等で補填しました
 ※ 消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

■決算の総括

平成 27 年度における各会計歳入総額は 28,771 百万円、歳出総額は 27,237 百万円であり、歳入歳出差引額は翌年度繰越額を除き、実質収支額 1,332 百万円の黒字となりました。なお、単年度実質収支額（当年度実質収支額－前年度実質収支額）においても 80 百万円の黒字となっています。基金残高は 6,271 百万円と前年度比 632 百万円の減少となり、公債残高は 22,255 百万円（水道事業を含む。）と前年度比 123 百万円の増加となりました。

当年度、町税のうち個人町民税については順調に推移した一方で、法人町民税は町内一部大規模法人の業績低迷等の影響もあり、町民税全体として前年度に比べ減少となりましたが、町内法人の償却資産等の増加に伴う固定資産税の増加等により町税合計額は 7,455 百万円と前年度比 27 百万円の増加となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指数を分析すると、まず、実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じていないため、その場合には比率がないものとされています。今後も比率が生じないよう、適正規模の実質収支の確保等に努める必要があります。

実質公債費比率については、前年度の 5.7 から 5.0 へ 0.7 改善しています。元利償還金が減少したことや地方消費税交付金の増加に伴い標準税収入額が増加したことによるものであります。今後も公債費が歳出全体に与える影響を十分考慮しながら、年度間調整による町債発行の平準化を図り、計画的に町債を活用していく必要があります。

将来負担比率については、財政調整基金等の充当可能財源が、公債残高、退職手当負担見込額といった将来にわたる義務的経費の合計を上回っていることから、将来負担額がマイナスとなり、比率は生じていません。今後も現在の負担と将来の負担のバランスのとれた運営に努める必要があります。

資金不足比率については、対象となる公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、土地区画整理事業特別会計および水道事業会計の各会計とも資金不足がないた

め、比率は生じていません。今後も比率が生じないよう、効率的な運営に努める必要があります。

財政力指数については、単年度で前年度の 0.896 から 0.904 に上昇し、3 か年平均においても 0.891 から 0.898 に上昇しています。財政力指数が上昇した主な要因は、実質公債費比率と同様に、地方消費税交付金の増加が基準財政収入額の増加要因となったためであります。

経常収支比率については、物件費、扶助費、補助費等の経常経費が増加する一方、人件費、維持補修費が減少したことや歳入面で町税、地方消費税交付金等の経常一般財源が増加したこと等により、前年度の 92.1 から 91.8 に 0.3 改善しています。

以上、実質公債費比率、経常収支比率ともに地方消費税交付金の増加等を反映して改善しているものの、将来負担比率等に影響のある公債現在高は前年度に引き続き増加していることや依然として高い水準にある経常収支比率は、扶助費や公債費の増加の影響を受けて再び上昇するおそれがあることから、財政の硬直化が懸念されるところであります。また、国内経済は雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり緩やかな回復に向かうことが期待されていますが、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れや英国の EU 離脱問題等、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある、引き続き国の財政政策および経済動向に細心の注意を払う必要があります。今後の財政運営においては、町の根幹的な歳入である町税収入はいまだ景気回復を実感できる状況にあるとはいえ、また、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障・医療費の増加は今後も続くことが見込まれるとともに、公共施設等の老朽化対策等を計画的に進めていくための財源の確保が課題となっており、こうした厳しい財政状況の中、阿見町第 6 次総合計画の目標達成に向けた施策を着実に推進していくためには、限られた財源をより効果的に活用するとともに、従来の取り組みを踏襲することへの危機意識を持ち、選択と集中に加えて事務事業の不断の見直しを積極的に進め、歳出改革に取り組む必要があると思われます。

健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.44%】	福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.44%】	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
	実質公債費比率 5.0%（前年度 5.7%） 【早期健全化基準 25.0%】	借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
	将来負担比率 — 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 農業集落排水事業特別会計 — 土地区画整理事業特別会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

財政課財政係 ☎ 888-1111 (222) ▼ E メール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

婚活協働事業

男女の出会いを 応援します！



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

町の婚活イベントで素敵な人と出会いませんか？

町では、若い世代の人口定着や定住人口の増加を目指し、婚活パーティーなどのさまざまなイベントを企画し、結婚を希望する人の出会いの場や結婚につながる支援情報の提供・各種相談業務等を NPO 法人マリッジクラブとの協働による婚活事業として実施し、これまでも多くの人にご利用・ご参加いただいています。

●カップリングバーベキューパーティーを開催しました

9月24日、NPO 法人マリッジクラブとの協働による結婚支援事業として、独身の男女に出会いの場を提供することを目的とした第1回交流会「カップリングバーベキューパーティー」を阿見ゴルフクラブを会場に開催しました。

今回の交流会には、67人の募集者の中から抽選で選ばれた32人（男性：16人、女性：16人）が参加しました。

パーティーでは参加者の皆さんが自己紹介をしてから握手を交わした後に、各テーブルでのバーベキューを楽しんでももらいました。

美しいゴルフコースを望む優雅な景色の中での会食は大いに盛り上がり、今回のパーティーで1組のカップルが誕生しました。

今後も第2回交流会「カップリングパーティー」やカップリングバスツアーなどのイベントを企画していますので、みなさんの参加をお待ちしています。イベントの詳細は、今後配布されるチラシ・ポスター、町ホームページ等でご確認ください。



今後の事業予定

婚活協働事業では、婚活支援相談窓口や婚活座談会等の事業を下記の通り実施します。ご利用に関してわからないことは、下記までお気軽にご相談ください。

皆さんのご利用・ご参加をお待ちしています！

▼結婚支援相談窓口（事前予約制・無料）※本人・家族の相談も可

▼日 時 毎月第2・第4日曜日 午前10時～午後8時

▼場 所 町民活動センター内

▼内 容 婚活に関するご相談にお答えします

▼婚活座談会（事前予約制・無料）

▼日 時 毎月第4金曜日 午後6時～8時

▼場 所 町民活動センター内

▼内 容 相談員が中心となった少人数での座談会を実施します

▼カップリングバスツアー

▼日 時 11月12日（土） 午前9時～午後4時

▼内 容 常陸出雲大社（笠間市）で縁結び祈願と秋の味覚を満喫！

▼第2回交流会「カップリングパーティー」

▼日 時 平成29年2月25日（土） 午後5時30分から（予定）

▼内 容 パーティーは落ち着いた雰囲気での着席形式を予定しています

●問い合わせ NPO法人マリッジクラブ事務局（町民活動センター内）☎893-3588

▼ホームページ：<http://www.marriageclub.or.jp> ▼Eメール：info@marriageclub.or.jp

民生委員児童委員 協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会
生活福祉部会 宮本 尚子



今年の11月30日をもって、私は前任者の途中退任により、2年目から始めて11年在籍させていただきました。とても判断に悩んだ場面もありましたが、今となつてはあつという間に日々が過ぎたことに驚いています。

私はこの3年間、生活福祉部会の部長という重い任務を、皆さまに助けられながら活動してまいりました。

生活福祉部会は、私にはいろいろなものが全部あてはまった部会に思えました。町内外の福祉施設訪問や講演会など、事務局には無理を言つて探していただき、他部会と楽しく和やかに合同施設訪問をいたしました。施設の人々の作られた雑貨・パン類・他食品等を買収求め、店内の商品が不足になってしまったこともありましたが、

当部会は、町の総合保健福祉会館の館内訪問もさせていただきました。事務局長の案

内により、館内の設備および構造を知り、委員として今後の活動にも生かせ、勉強になりました。デイサービスでは、地区の知り合いのおばあちゃん達にもお会いできました。会長をはじめ委員の皆さま、社会福祉課、また関係機関の皆さま、本当にお世話になりました。多くの人々との出会いがあり、いろいろな経験をするのができ、大変勉強になりました。今後の民生委員児童委員協議会の皆さまのますますのご活躍をご祈念いたしております。

障害者福祉部会 吉田 昌男



平成25年に民生委員児童委員に委嘱され、障害者福祉部会にて活動して参りました。本年は一斉改選の年にあたり、11月末日をもって退任することとなりました。

障害者福祉部会では相談・支援活動を行うとともに、月次定例会において講師を招いた勉強会や事例検討を行うと



▲障害者福祉部会の視察研修

ともに、『茨城県障害者福祉の集い』への参加、障害者福祉施設の視察研修会等を実施し、委員の障害者福祉に対する知識・理解を深める活動を行っています。

県では平成28年4月に『障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例』が施行され、町でも『障害者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいのある生活を営む町』を目指してさまざまな取り組みがなされています。

そのなかで、民生委員児童委員は、地域で生活する皆さんに最も身近な存在として、さらに積極的に役割を果たしていかなければならないと考

えています。退任まで残すところわずかとなりましたが、最後まで尽力する所存です。最後になりましたが、これまでご指導・ご協力頂きました、社会福祉課、地域の皆さまにお礼申し上げ、退任のあいさついたします。

高齢者福祉部会 木内正子



11月30日をもって、民生委員児童委員の一斉改選が行われます。町の福祉に関わり24年になりました。新任のころと比べると、国・県・町の政策や法律も変わり、「少子高齢化の到来が」と言われてきましたが、現在は少子高齢化社会になりました。

私たちの活動もそれに伴い、高齢者に関する活動が多くなりました。町内に多くの高齢者の施設ができました。以前は介護保険制度も無く、民生委員が関わるが多かったように思われます。

ある時期、校内暴力等で荒れていたことがあり、児童委

員として関わりましたが、対応が困難になり、国の政策で主任児童委員制度ができ、児童・生徒の問題は両者が連携して対応するようになりました。長い年月、大過無く活動ができたのは、関係機関の皆さま、また既に退任された先輩の皆さまのお力添えがあったからこそ、不可無く活動ができました。対象者の高齢者の人からは、人生の知恵をたくさん頂きました。

12月からは、再任・新任の委員で新たな活動が始まります。町の福祉が充実し、誰もが安心安全で過ごせる町になることを望みます。

家庭福祉部会 芦田 孝司



今回の改選をもって、民生委員児童委員を退任するにあたり、民生委員、行政の皆さまおよび町社会福祉協議会の皆さまのご指導・鞭撻を賜り、無事その任を果すことが出来ましたことを厚く御礼申し上げます。

また、その務めをすることができましたのは、地域の皆さまの温かいご支援ご協力を頂いたおかげであることを衷心より感謝いたします。

それぞれの事情の異なる対象者との接し方、距離感についての気配りや、相手に負担のかからないように生活の様子など伺い対応してまいりました。誰もが安心して住み続けることができ、日々の暮らしが継続出来るお手伝いをする、そして話を良く聞き見守りをするのが民生委員に求められるものと思ひ活動してまいりました。

地域の皆さまが抱える課題が複雑多様化する中で、子供の為に一生懸命に頑張っているひとり親家庭、また高齢者、身体的にハンデを負いながら



▲家庭福祉部会の視察研修

ら頑張っている人たちの姿も目にしてまいりました。そうした人たちの頑張れる社会環境がさらに充実し、内容の濃い支援ができれば、大きな希望が見えてくることになるだろうとの思いをいたします。

今後、社会の共通課題として、希薄化を防ぐために、常に繋がりを強くもつことにより、問題の解決、また助け合いの精神が生まれ、維持・継続することが地域福祉のために大切なことであると痛感いたしました。私自身、任期中に多くの人と接することにより教えて頂き、学ぶことが数多くあり大変貴重な経験をさせて頂きました。

最後に、町民生委員児童委員の皆さまの充実発展と委員の皆さまのご健勝でのご活躍をご祈念いたしまして、御礼のごあいさついたします。

児童福祉部会 小泉 治久



児童福祉部会は児童生徒の健全な育成のために、学校・



▲児童福祉部会の視察研修

家庭・地域社会などと協力し、支援活動に努めています。

主な活動は次の3点です。

①夏休み・冬休み前の学校訪問

主任児童委員とともに学校担当の委員が訪問し、情報交換を行います。さらに学校の指導対策をもとに、休み中は児童生徒の地域での生活を見守り、学校に協力していきます。

②研修会

今回は講師を招いて「障害児福祉手当と特別児童扶養手当について」の研修会を実施しました。私たち委員にとって理解が不十分な点についての解説がなされ、有意義な研修会となりました。

③視察研修

昨年は「障害者通所施設みのるの郷」を訪問しました。



▲民児協の定例会

一人ひとりが自立を目指したいききと生活している様子を見聞き、今後の活動の参考となりました。

●活動を通しての感想

児童生徒は目に見えない数多くの制度や皆さまに支えられています。特に地域の皆さまのサポート力の重要性を痛感しました。これからは、私自身もこのひとりの一員として活動したいと思います。

●このような活動をしています

民生委員児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っています。

また、相談内容の秘密は硬く守られます。安心してご相談ください。

平成 29 年度

保育施設の利用案内

保育所(園)・認定こども園(幼保連携・幼稚園型)・小規模保育・家庭的保育

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117・708)



平成29年4月1日からの保育施設利用の申し込みを左記のとおり受け付けます。
期間内に申し込まれた人について利用調整を行い、必要性の高い順に利用開始となります。また、現在利用申し込み中で利用待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

対象

- 保護者いづれもが次のような『保育を必要な事由』に該当する場合に限ります
 - ① 就労(フルタイムのほか、パートタイム・夜間・自営業等の居宅内労働など)
 - ② 妊娠・出産(出産予定月とその前後2か月の計5か月以内)
 - ③ 保護者の疾病・障害
 - ④ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
 - ⑤ 災害復旧
 - ⑥ 求職活動
 - ⑦ 就学(放送大学・通信制大学等の自宅学習、趣味の講座、カルチャースクールを除く)
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
 - ⑨ その他町が認める場合
- ※①④⑦については、1か月あたり60時間以上を満たしていることが要件です

申し込み受付期間

日時：11月26日(土) 午前9時～午後5時

● 場所：役場3階301会議室

※ 先着順ではありません

※ 原則、利用を希望するお子さまを連れてお越しください。簡単な面接を行います

※ 都合が悪く、お越しいただくのが難しい人は事前にご連絡ください

※ この日以降に申込みを希望される人は二次受付となります
※ 幼稚園や認定こども園(教育部分)をご希望の人は、別途、希望施設へ利用申込みが必要となります

申し込み時の必要書類

- 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書
- 家庭状況調査書
- 健康状況表
- 保育の必要な事由が分かる書類(勤務証明書等)
- 常勤・パート・勤務証明書
- 自営業：自営状況申立書
- 農業：農業状況申立書
- 出産：申立書・母子手帳の写し
- 病気・障害：申立書・診断書等
- 病人等の介護：申立書・診断書等
- 就学：在学証明書およびカリキュラム
- 求職：就労予定申立書

※ 両親の書類がそれぞれ必要

※ 同居の祖父(母65歳未満)がいる場合、同居の祖父(母)等の証明書は必須ではありません。ただし、祖父母等の保育ができない証明書が提出されないと、保育の必要性の優先度について不利になることがあります

※ 平成28年1月2日以降に転入された人は、平成28年度(平成27年分)市町村民税課税証明書も必要です

※ 申し込み時の必要書類は、役場1階子ども家庭課にありますので、事前に入手してください(11月1日から配布)。また、町ホームページ(<http://www.town.amijp/00000381.html>)からもダウンロードすることができます

※ 家庭状況等によって上記以外の書類の提出をお願いする場合があります

利用調整方法

後日、書類審査・面接等を実施します。

利用者負担額(保育料)

利用者負担額(保育料)は、保護者(両親)等の市町村民税所得割額の合計によって決まります。

※ 平成29年度利用者負担額(保育料)徴収基準による月額の

利用者負担額(保育料)は、後日お知らせします

※ そのほか必要経費については、各利用施設等にてご確認ください

※ 兄弟分などで利用者負担額保育料に未納がある人は、お支払いのうえお申込みください

結果の通知

2月上旬頃に通知を郵送する予定です。

町外の保育施設を希望される場合

町以外の市町村の保育施設の利用を希望される人は、子ども家庭課に早めにご連絡のうえ、11月14日(月)までに申込書の提出をお願いします。

一時保育サービス(随時受付)

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・ボランティア活動・私的理由などで保育できない状況が生じた場合、保育施設で一時的に保育が利用できます。

● 実施施設：公立保育所・私立保育所・小規模保育園 虹いろキッズ

● 対象：公立保育所は町内在住の満1歳以上の児童で、他の保育施設は各自設定しています

※ 定員の空き状況により、受け入れできない場合があります

平成 29 年度 4 月利用可能児童数（9 月末現在見込み）

▼認定こども園は、保育部分のみの人数です

▼施設によって特色や独自の基準がありますので、保育施設を選ぶ際には保育施設を見学し詳細を確認してください
※見学については、各保育施設に電話でお申込みください

▼今後人数に変動が生じる可能性があります。ご了承ください

（単位：人）

保育施設名	施設の種類	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	所在地	電話番号
中郷保育所	公立 保育所	6	16	6	3	2	0	阿見 4002-5	887-3331
南平台保育所		8	6	0	7	0	8	南平台 1-31-6	840-2081
二区保育所		5	14	1	0	0	0	うずら野 1-29-11	841-2301
あゆみ保育園	私立 保育園	12	15	7	2	0	1	阿見 4958-5	888-3681
阿見ひかり保育園		12	1	6	3	9	8	曙 247-1	879-5155
さくら保育園		6	12	0	2	0	0	荒川本郷 2033-336	896-3678
阿見認定こども園	幼保連携型 認定こども園	6	3	0	0	0	0	阿見 5205-2	887-7388
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型	—	—	—	10	5	2	岡崎 3-2-1	887-0055
認定こども園 阿見みどり幼稚園	認定こども園	—	—	—	3	1	3	鈴木 25-10	887-7471
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模 保育	3	4	0	—	—	—	鈴木 59-4	893-2273
ニチイキッズ あみ保育室		5	1	0	—	—	—	阿見 3962-6	891-0855
まるこのうち	家庭的 保育	2		—	—	—	—	廻戸 272-3	090-7946-1263
おとまーち		0		—	—	—	—	中郷 2-20-4	090-3699-7784

※年齢の基準は平成 29 年 4 月 2 日時点

施設の種類の

●特定教育・保育施設

幼稚園	3 歳から就学前まで	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習基盤を培うことができる施設※
保育所（園）	0 歳から就学前まで	就労等のため、家庭で保育できないおおむね生後 8 週から小学校就学前児童を対象に、保護者に代わって保育する施設 ▼町内の公立保育所・私立保育園
認定こども園	①幼稚園型 3 歳から就学前まで ②幼保連携型 0 歳から就学前まで	『幼稚園（教育部分）』と『保育所（園）（保育部分）』の機能や特長を併せ持つ施設 ①認定こども園 ふたば幼稚園・認定こども園 阿見みどり幼稚園 ②阿見認定こども園

※荒川沖幼稚園は、特定教育・保育施設に入らない従来型の幼稚園です。利用の際に下記の支給認定は必要ありません

●特定地域型保育事業

家庭的保育	3 歳未満	少人数（3 人まで）で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います ▼まるこのうち▼おとまーち
小規模保育		少人数（19 人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います ▼小規模保育園 虹いろキッズ▼ニチイキッズあみ保育室

※上記を利用し 3 歳以降になった場合は、連携施設等に入園する際に優先措置があります

支給認定について

●保育の必要性の有無や必要量などにより、教育・保育施設の利用先の選択・保育時間の区分を決定します

認定区分	1 号認定	満 3 歳以上で、保育の必要がなく、教育を希望されている場合（教育標準時間認定）	▼幼稚園 ▼認定こども園（教育部分）
	2 号認定	満 3 歳以上で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所（園）等での保育を希望されている場合（保育認定）	▼保育所（園） ▼認定こども園（保育部分）
	3 号認定	満 3 歳未満で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所（園）等での保育を希望されている場合（保育認定）	▼保育所（園）▼認定こども園（保育部分） ▼地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育等）

●2 号・3 号認定については、さらに保育の必要量に応じて区分が 2 つに分かれます

保育標準時間	1 日 11 時間まで利用可能。両親のいずれも就労時間が月 120 時間以上の場合
保育短時間	1 日 8 時間まで利用可能。両親またはいずれかの就労時間が月 60 時間以上 120 時間未満の場合

※認定については、利用の申込みと同時にを行います（認定証は 2 月上旬ごろに郵送予定です）

平成 29 年度

放課後子ども教室 参加者募集



子ども家庭課 ☎888-1111(119)

町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校 8 校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

■内容

▼開設日時 週 1 回・下校時～午後 4 時 45 分まで

- ▼開設場所
- ▼阿見小学校区放課後子ども教室
 - ▼実穀小学校区放課後子ども教室
 - ▼吉原小学校区放課後子ども教室
 - ▼君原小学校区放課後子ども教室
 - ▼舟島小学校区放課後子ども教室
 - ▼阿見第一小学校区放課後子ども教室
 - ▼阿見第二小学校区放課後子ども教室
 - ▼本郷小学校区放課後子ども教室（定員 50 人。活動場所に制限があるため）

▼対象 小学校新 1 年生～6 年生のすべての児童

■申し込み

平成 29 年度は 6 月から開設されます。ご利用を希望される人は、下記のとおりお申し込みください。

- ▼日 時 11 月 26 日(土) 午前 9 時～午後 5 時
- ▼場 所 役場 3 階 302 会議室
- ▼費 用 保護者負担金年額 730 円（年間傷害保険料として受付当日に徴収します）
- ▼申込方法 『入会申込書』に必要事項を記入して申し込む
- ▼その他 祝日、各学校振替休業日、長期休み(夏・冬・春休み)、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります
- ▼問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(119)
※町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000002048.html>) にも掲載しています

■町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。

同じ境遇にある人たちが一同に会し、話し合い、励まし合い、親睦を高めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人 1,000 円です。

■『児童手当現況届』および『児童扶養手当現況届』の提出はお済みですか？

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。6 月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 6 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年 8 月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8 月に町から送付した『児童扶養手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 8 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

平成 29 年度

放課後児童クラブ入会案内

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

Jido Club

（子ども家庭課 ☎888-1111(119)）

放課後児童クラブ一覧

名 称	場 所	定員
阿見小学校区放課後児童クラブ	阿見小学校敷地内専用施設	120
実穀小学校区放課後児童クラブ	実穀小学校	35
吉原小学校区放課後児童クラブ	吉原小学校	25
本郷小学校区放課後児童クラブ	二区児童館・本郷小学校 ※実施場所が分かれるためご希望に添えない場合があります	150
君原小学校区放課後児童クラブ	君原小学校	30
舟島小学校区放課後児童クラブ	舟島小学校敷地内専用施設	120
阿見第一小学校区放課後児童クラブ	阿見第一小学校敷地内専用施設	120
阿見第二小学校区放課後児童クラブ	阿見第二小学校	35

共通事項

- ▼期 間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- ▼時 間 月～金曜日：下校時～午後 7 時
※休校日にクラブを実施する日（夏・冬・春休み、土曜日、創立記念日、振替休日等）：午前 7 時 30 分～午後 7 時
- ▼対 象 保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）で、各小学校の新 1 年生～6 年生
- ▼費 用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休 会 日 日曜日・祝日・年末年始・天候等で臨時休校となった日

申し込み

- ▼受付日時 ①新規：11 月 26 日（土）午前 9 時～午後 5 時（兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む）
②継続：12 月 5 日（月）～12 月 9 日（金）午後 2 時～7 時
- ▼受付場所 ①新規：役場 3 階 302 会議室
②継続：各放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申込書・勤務証明書等に必要な事項を記入して申し込む。用紙は役場 1 階子ども家庭課・各児童クラブにあります（11 月から配布）
※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要（平成 29 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要）
- ▼そ の 他 ▼長期休み（夏・冬・春休み）のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください
▼定員を超えた場合、書類審査（低学年順・家庭状況等）を実施します
▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します
▼保護者負担金の日割り計算は行いません
▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は受付できません
- ▼問 合 せ 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)
※町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000002047.html>) にも掲載しています

11月は児童虐待防止月間です！

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは…

保護者が子どもの心や体を傷つけ、成長や発達を妨げる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■「虐待かも？」と思ったら…

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな？と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で歩いている	▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする ▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます（匿名でも大丈夫です）。

通告や相談は、子どもを守るためだけではなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら…

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう…など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。

専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

いばらき虐待ホットライン	☎0293-22-0293 (24時間対応)
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189
役場子ども家庭課	☎888-1111 (土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

※生命の危険があると思われる場合は警察へ110番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



『住宅用 LED 照明設置補助金制度』 『町内クリーン作戦』のお知らせ

環境政策課 ☎888-1111 (251)

住宅用 LED 照明設置補助金制度

町では、照明の省エネルギー化の促進による地球温暖化対策を目的として、住宅用 LED 照明の購入設置に対し予算の範囲内で補助金を交付します。補助は一世帯につき 1 回限りです。

- ▼**対象者** 世帯主（町に住民登録をしているもしくは住民登録をする見込みであること）
- ▼**申請条件** 次のすべてを満たしていること ▼町税を滞納していないこと ▼対象者が過去にこの制度の補助を受けていないこと ▼この制度の補助による LED 照明が設置されていない住宅であること ▼未使用の物が一つ固定式の照明であること（イルミネーション・ランタン等は対象外）
- ▼**補助対象経費** ▼町内電気店等から購入設置した住宅用 LED 照明であり、費用の合計が 4,000 円以上のもの ▼補助金の申請は、領収日から 30 日以内に行うこと（30 日を過ぎた領収書は補助の対象外）
- ▼**補助額** ▼補助率 2 分の 1（補助金の千円未満は切捨て） ▼上限 2 万円
- ▼**申請方法** 次の①～⑤を持参のうえ、役場 2 階環境政策課で手続きをしてください
 - ①補助金交付申請書 ※申請時に窓口で記入可、町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000000947.html>) からダウンロード可
 - ②領収書の写し
 - ③設置か所の写真（各か所 1 枚）
 - ④印鑑
 - ⑤世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの
- ▼**注意** ▼領収書の写しは、購入者氏名・購入日・照明種別・数量・金額・販売者名が明記され、領収印が押印されたものの写しをご用意ください ▼申請書に消費電力のご記入をお願いします

町内クリーン作戦の実施および使用済み天ぷら油の回収

町内クリーン作戦

町では、環境美化の推進のために 5 月と 11 月の年 2 回「町内クリーン作戦」を実施しています。今年度の第 2 回「町内クリーン作戦」は下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

- ▼**期 日** 11 月 13 日(日) ※雨天予備日: 11 月 20 日(日)
- ▼**作業内容** ▼空き缶・空きビンなどのポイ捨てごみの回収 ▼ごみ集積所の清掃
- ▼**その他** ▼開始時間は各行政区によって異なります ▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

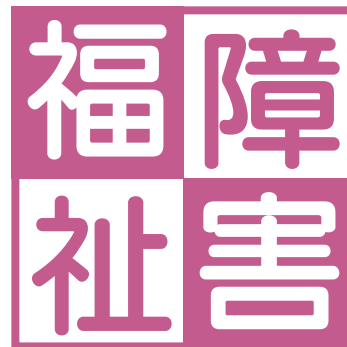
- 皆さまの積極的な参加をお願いします。
- ▼**期 日** 11 月 13 日(日) ※雨天予備日: 11 月 20 日(日)
 - ▼**回収手順**
 - ①使用済天ぷら油の天かすなどを取り除く
 - ②使用済天ぷら油をペットボトル等に入れる
 - ③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
 - ④使用済天ぷら油を回収缶に移す
 - ⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください
 - ▼**その他** ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります ▼工業用油は回収しません ▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます



▲天ぷら油を回収缶に移します

問合せ: 廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0091

障害者週間と 障害者理解について



（社会福祉課障害福祉係 ☎888-1111 (164・165)）

障害者週間（期間は毎年 12 月 3 日～9 日の 1 週間）

国民の間に広く、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化・その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12 月 3 日から 12 月 9 日まで『障害者週間』が設けられています。週間中はもとより、日ごろからも障害者福祉についての関心と理解を深めていただき、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、障害のある人もない人も自分らしい暮らしを実現できるまちづくりの一員となっていただきますよう、お願いします。

■障害者による作品展

町では障害者週間にあわせて、12 月 5 日(月)～9 日(金)の間、役場 1 階ロビーにて障害者による作品の展示や町内の障害者施設等の紹介を行います。ぜひご覧ください。

障害の種別について

障害者への理解を深めるには、それぞれの障害の内容や症状を正しく知る必要があります。障害の種別は 5 つに分類され、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害があります。

●身体障害

視覚、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）に障害があり「身体障害者手帳」を交付されている人のことをいいます。

▼視覚障害は、『全盲（まったく見えない）』『弱視（眼鏡などで矯正しても視力が弱い）』『視野狭さく（見える範囲がせまい）』があります

▼聴覚障害は、人の声や物音が聴こえない、または聴こえにくいという障害です

▼平衡機能障害は、姿勢を調整する機能の障害により、四肢体幹に異常がないのに起立や歩行に異常があります

▼音声・言語・そしゃく機能障害は、音声を発することができない・発生しても言語がない、音声・言語による意思疎通が困難である。そしゃく・嚥下（えんげ）機能が障害により経管栄養でしか栄養を補給できない、障害により通常の食事では十分な栄養補給ができない障害です

▼肢体不自由は、手・足・体の胴の部分に障害があります。この中でも脳性まひ・筋ジストロフィー・脊椎損傷等により全身に障害が及ぶものを一般的に全身性障害とといいます

▼内部障害は、疾病等により心臓・じん臓・肺・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の働きが弱くなったり、機能しなくなったりする障害、免疫機能の障害をいいます

●知的障害

知的障害とは、生活や学習面であらわれる知的な働きや発達の遅れが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるため、何らかの援助を必要とする人のことをいいます。知的障害を有する人は、県に申請することで「療育手帳」が交付されます。

●精神障害

統合失調症・うつ病等の気分障害・アルコールや薬物依存・その他の精神疾患がある人のことをいいます。継続的に日常生活または社会生活に制限がある場合には、県に申請することで「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

●発達障害

自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥・多動障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害をもつ人のことをいいます。

●高次脳機能障害

病気や事故などで、脳が部分的に損傷を受け、記憶・注意・遂行機能・感情の障害・判断力の低下により、日常生活・社会生活に制限がある人をいいます。

『障害者差別解消法』が施行されました

■目的

障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指した『障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』が今年の4月1日に施行されました。『障害者差別解消法』では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

●不当な差別的取扱いとは

「障害がある」という理由だけで

- ▼スポーツクラブに入れない
- ▼アパートを貸してもらえない
- ▼車いすだからといってお店に入れない

などのように、正当な理由なく障害を理由として差別を行うことを「不当な差別的取扱い」といいます。



●合理的配慮の提供とは

障害のある人は、社会の中にあるさまざまな障壁によって生活しづらい場合があります。そのような障壁を障害のある人が取り除いてもらいたいと意思表示した時に、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。以下は「合理的配慮の提供」の例です。

- ▼聴覚障害のある人に声だけでコミュニケーションをとるのではなく、読話・筆談・手話等の視覚的コミュニケーションなど、その人に合った方法で内容を伝える
- ▼視覚障害のある人に書類を渡すときは、声・点字・読み上げ装置を活用して内容を伝える
- ▼知的障害のある人には、書類等によみがなをふってわかりやすく説明する

●役所や会社・お店などにおける「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

不当な差別的取扱いをすることは、国・都道府県・市町村などの役所でも、会社・お店などの事業者でも禁止されます。特に役所では必ず「合理的配慮の提供」をしなければなりません。会社・お店などの事業者では、障害のある人が困らないように可能な限り「合理的配慮の提供」を努力することになっています。

	国・都道府県・市町村の役所	会社・お店などの事業所
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮の提供	しなければならない（法的義務）	するように努力（努力義務）

※ただし、「合理的配慮の提供」のために経費や時間がかかりすぎる場合は、他の方法を考えることになります

●町障害者福祉協議会の会員募集

町障害者福祉協議会では、障害者福祉の向上をはかるとともに、会員相互の交流を図るためさまざまな活動を行っています。会の活動を通して、町内に住む障害者やそのご家族とふれあいませんか？会員には、地区役員をとおして行事のご案内をいたします。

▼活動内容 総会・意見交換会の開催、スポーツ大会への参加、レクリエーションの実施等

▼応募条件 町内に住む障害者（児）とその家族 ▼年会費 1000円

▼問合せ 阿見町障害者福祉協議会事務局（町社会福祉課障害福祉係内）

☎888-1111（164）FAX:887-9560

国保税納め忘れは ありませんか？

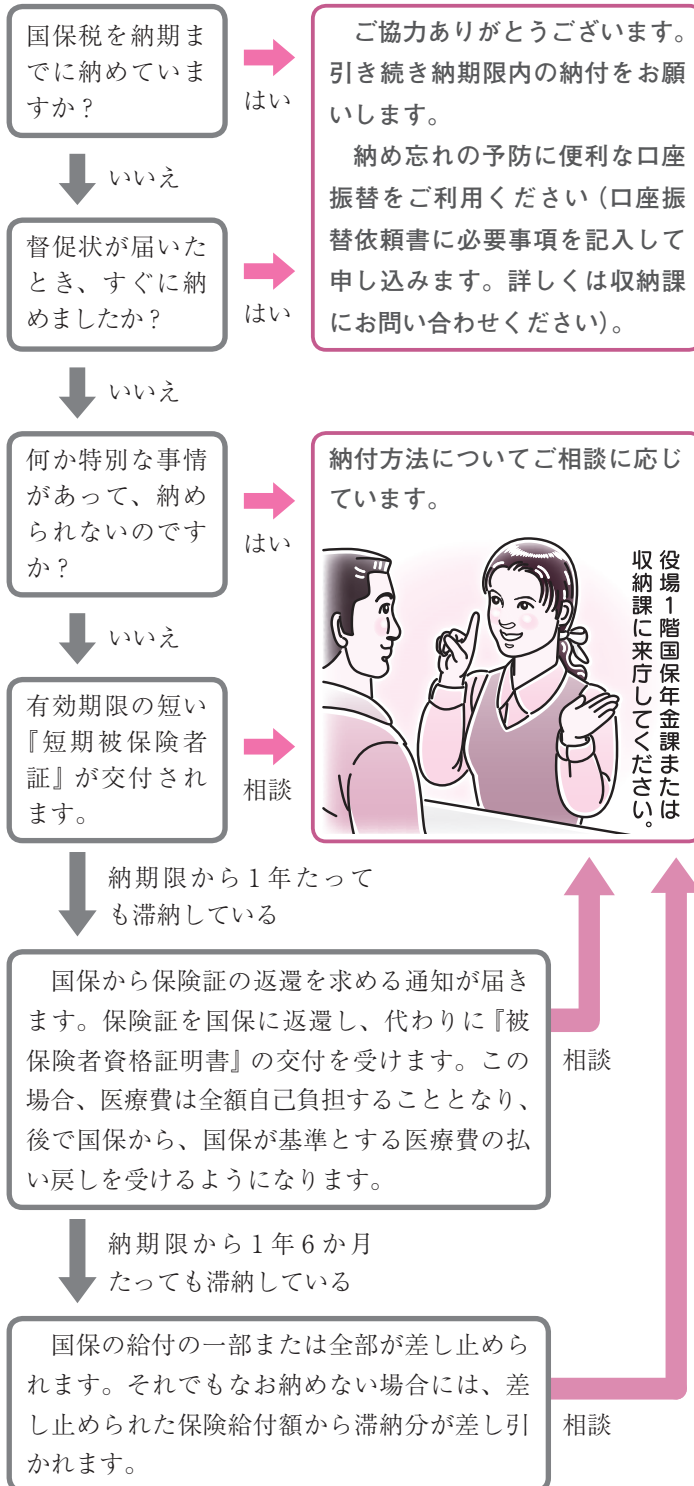
滞納すると、**みんながあなた**が困ります

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

■下記のような措置がとられます



日 本では、突然の病気やけがに備えて、すべての人が国保や職場の健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険に加入することが義務付けられています。

国保税は、国の補助金などとともに国保制度を支える大きな柱です。国保税を納めない人が増えると、医療費の支払いができなくなり、国保加入者の皆さんが困ってしまうことになります。

■納付には便利な口座振替をご利用ください

▼預金口座のある銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・JA—などからの自動振替のため、納付の手間が省けます

▼一度手続きをすると、中止しない限り翌年度分も自動的に継続されます

▼預金通帳・口座の届出印・国保税の納付書—を金融機関または役場1階収納課窓口に持参し、口座振替依頼書に必要事項を記入して申

し込みます。詳しくは収納課にお問い合わせください

■保険税 Q & A

Q 今のところ元気で、医療を受ける必要もないのですが、それでも国保税を納めないといけませんか？

A 今は元気だとしても、いつ病気になるかわかりません。万一病気になると、多額の医療費が必要になることもあります。国保は、そのようなときに心配なく診療を

受けられる制度です。国保税を納めることは国保被保険者の義務と考えてください。

Q 経済的に困難で国保税を納められません。

A 納付方法についてご相談に応じます。

■特定健診は受けましたか？

町と契約している医療機関で受診することもできます。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品 をご存じですか？

（国保年金課国保係 ☎888-1111（131～133））

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認される後発医薬品のことです。近年の高齢化の進行や医療の高度化により、年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、町国保では『ジェネリック医薬品』に注目しています。

ジェネリック医薬品はなぜ価格が安いのですか？

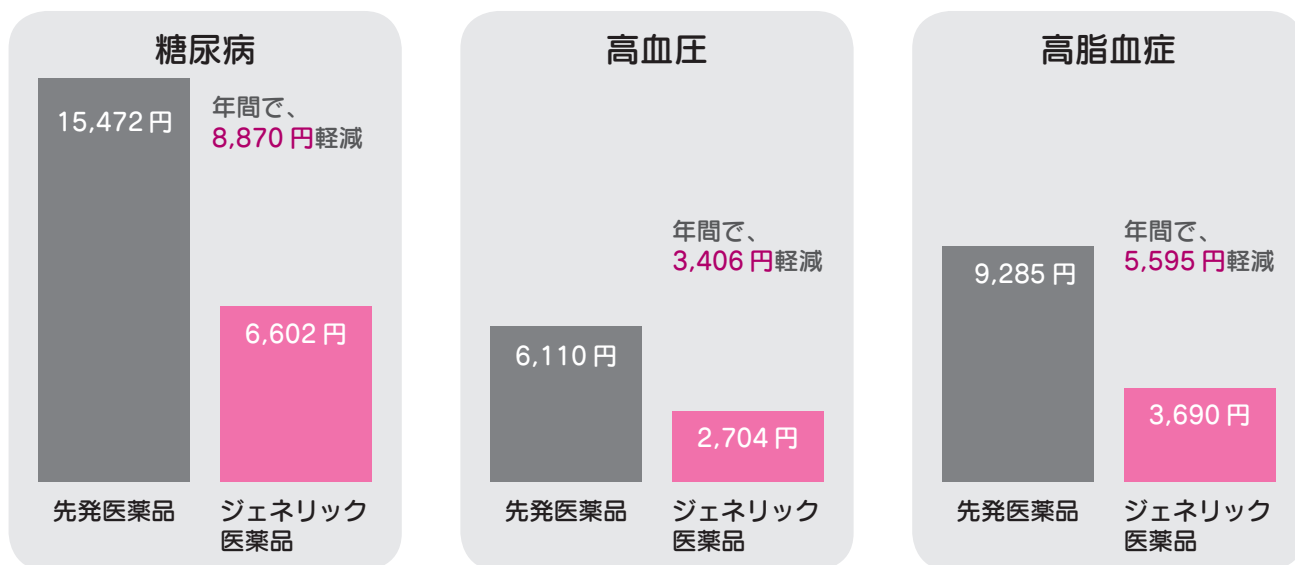
先発医薬品は、成分の開発、有効性や安全性の確認などのため長い開発期間と膨大な開発費がかかります。これに対し、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確認された薬を製造するため、コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約2割～7割安くなります。

ジェネリック医薬品を使うと自己負担はどのくらい安くなるの？

一概にいくら安くなるとは言えませんが、代表的な生活習慣病の薬代を比較すると次のようになります。生活習慣病や慢性疾患で長期間薬を飲んでいる人ほど、自己負担の軽減につながります。

▼例：それぞれ代表的な薬1種類を1年間服用したと仮定（平成28年3月改正の薬価基準により計算）

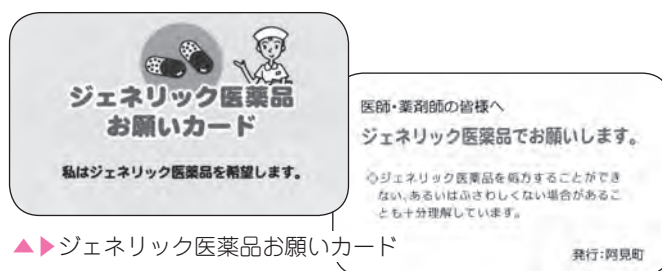
※薬代のみ。技術料などは含まない。3割負担の場合



※医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります（自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料などが含まれるため）

「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いにくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいような時は、このお願いカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作した、実物大『零艦上戦闘機二一型（零戦）』模型を展示しています。

毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

※雨天および強風の場合は公開中止となります

▼公開日：開館日に公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時 間：午前9時～午後4時30分

▼場 所：予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前

▼観覧料：無料



▲実物大で再現された『零戦』

無料開館日（茨城県民の日）

今年度から茨城県民の日に合わせて、予科練平和記念館を下記のとおり無料開館いたします。

▼期 日：11月13日(日)

▼時 間：午前9時～午後5時（入館時間は午後4時30分まで）

◎学芸員のつぶやき

今月は11月です。旧暦では霜月とも呼ばれます。今ではあまり用いられることのない旧暦の名前ですが、日本海軍では、その旧暦名を艦艇に名づけているものがありました。

当時の海軍は、山・河川・国名などの名前を艦艇につけていましたが、特に駆逐艦と呼ばれる艦種には、気象・海洋・季節などから名前が付けられました。その中で同型が12隻作られた「睦月型」は、旧暦名から名前をとられました。

ただ、少し不思議なのは、同型が12隻だからすべて暦の月名がつけられた、という訳ではないようです。同型艦12隻の名前を列記してみると、『睦月(旧暦1月)』『如月(2月)』『弥生(3月)』『卯月(4月)』『皐月(5月)』『水無月(6月)』『文月(7月)』『長月(9月)』『菊月(9月)』『三日月』『望月』『夕月』です。なぜか9月が2隻あり、最後3隻は暦の月ではなく、天体の月の名前となっています。

こうなった理由を調べましたが、結局、筆者には分かりませんでした。不思議な命名もあるものです。

〈広告欄〉

当社がメンテナンス・工事等の 施工に満足しています。 「太陽光発電システム」 ○屋根の電気代はおまかせ！ ○補助金制度を上手に利用！ ○余った電気を売電可能！	住まいのことなら 美都住建へ 家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。 土台と梁、柱、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！ ●新築住宅に関する事は 美都住建 へ	もっと楽しく！快適に！ リフォームしませんか？ リフォームアドバイザーが親切・丁寧に 対応させていただきます。 Before After 屋根 外壁 水廻り 外構...etc 南美都和
建築業知事免許（般-24）第22375号 【本 社】阿見町実穀1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【阿見店】阿見町中央1-5-32		
茨城県知事免許 第5548号 (有)美都ツ和 阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200		



まちの できごと

県ソフトボール協会加盟 団体対抗親善大会開催

7月24日・31日、町総合運動公園・牛久市運動公園で『第38回県ソフトボール協会加盟団体対抗親善男子ソフトボール大会』『第9回県ソフトボール協会加盟団体対抗親善女子ソフトボール大会』が開催されました。大会は毎年県内各地で開催され、今年も39市町村48チームが参加し、町からはツムラソフトボールクラブが出場し、大会を盛り上げました。



第33回全国少年少女レスリング選手権大会優勝

8月1日、7月に国立代々木競技場第一体育館（東京都渋谷区）で開催された『第33回全国少年少女レスリング選手権大会』男子小学生6年生の部50kg級で優勝した金子晴翔君（写真左から2人目）と同55kg級で優勝した金子勇翔君（写真左から1人目）が町長への成績報告のために来庁しました。



放課後児童クラブで『動物愛護教室』開催

8月に、阿見第二小・阿見小・実穀小の放課後児童クラブで町動物愛護協議会が動物愛護教室を開催しました。教室では、同協議会会員の獣医師とボランティアが講師となり授業が行われ、児童たちは各小学校で飼育するウサギとの触れ合いや犬・猫の殺処分の実態を扱った講話を通して限りある命を慈しむ心を学びました。



米国スーペリア市から 旧日本軍兵士の遺留品返還

8月9日、町役場において町の姉妹都市である米国スーペリア市の親善使節団長マイクヘリックさん（写真左から1人目）から、旧日本陸軍の兵士だった故佐原米蔵さんの俸給支払証票・運転免許証・身分証・印鑑の4点の遺留品が、群馬県に在住する佐原さんのご遺族の佐原望さん（写真左から3人目）へ返還されました。



〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場
阿見小学校
阿見中学校
JA

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟等代理関係業務認定） 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前9:00～午後6:00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147
FAX 887-0970



インフォメーション

生涯学習課から①②

第69回町成人式典開催

期日 平成29年1月8日(日)

時間 受付:午前9時15分

から 式典:10時から ※式典終了後、記念写真撮影

場所 県立医療大学講堂(町民体育館が耐震工事中のため例年と場所が違いますのでご注意ください)

対象 町に住民登録している平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの人 ※町外転出の参加希望者は、左記にお問い合わせください

②「第3回町長杯アームレスリング大会」参加者募集

期日 11月27日(日)

時間 受付:午前9時20分

開会式:午前10時15分

場所 本郷ふれあいセンター

内容 一般の部:▽右75kg以下▽右75kg▽95kg▽左無差別▽高校生の部:▽男子右75kg以下▽男子右75kg▽95kg超▽男子左無差別▽女子右無差別▽女子左無差別

対象 16歳以上で日本アームレスリング連盟公認大会入賞

経験のないもの。高校生は保護者の同意が必要

参加料 男子2000円・女子1000円 ※複数クラス出場でも追加料金なし。高校生は無料

申込期間 11月18日(金)必着

申込方法 中央公民館備え付けの申込用紙または、日本アームレスリング連盟ホームページに掲載の申込用紙で左記のとおり申し込む▽一般:大会要項にある大会事務局に現金書留で申し込む▽高校生:生涯学習課に直接申し込む

※受付時間:午前9時～午後5時。10月24日(月)・31日(月)・11月3日(木)・7日(月)・14日(月)を除く

http://java-armwrestling.org/

生涯学習課(中央公民館内)

888-2526

募集 国体推進室

臨時職員募集

勤務期間 12月1日(木)～平成29年3月31日(金)

勤務日時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務) ※土・日・祝日を除く

勤務内容 事務補助

時給 830円

募集人数 1人

応募条件 エクセルやワード

等のパソコン操作ができる

応募期間 11月11日(金)まで

※土・日・祝日を除く

応募方法 履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する

選考方法 書類選考・面接(日程は後日連絡)

国体推進室 888-1111(226)

お知らせ 町シルバー人材センターから

入会説明会開催

期日 11月1日(火)

時間 午前10時～正午

場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)

対象 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

「自宅のミニ店舗」引き受けます

軽易な大工仕事、ふすま・網戸の張り替え、庭木のせん定など(公社)町シルバー人材センター 888-2036

募集 地域ケア研修会開催(無料)

期日 11月19日(土)

時間 午前10時～11時30分

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階大会議室

内容 講演「介護予防のため

の「シルバーリハビリ体操」

講師 熊岡富子氏(町シルバーリハビリ体操指導士会)

申込期間 11月16日(水)まで

※土・日・祝日を除く

その他 身体を動かしますの

で動きやすい服装や飲み物を持ってお越しください

申込方法 電話または直接左記に申し込む

町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) 888-18124

募集「第4回町民健康ウォーキング」参加者募集

期日 11月20日(日)

時間 午前8時総合保健福祉会館「さわやかセンター」出発

場所 横浜臨海パーク・横浜中華街 8キロメートルコース、6.5キロメートルコース

募集人数 45人(参加者は抽選により決定)

参加料 1300円 ※抽選日または当日受付で納める

申込方法 参加希望者は左記の抽選会に必ず出席。代理出席可。事前申込不要。

抽選会および説明会 11月13日(日)午後3時から中央公民館1階多目的室で開催 ※抽選会開始後の受付は不可

阿見いきいきクラブ 田沼

887-0836

〈広告欄〉

想いの数だけ「ありがとう」がある。

サラダ館のお歳暮

全国宅配無料

送料無料価格は、品質内容を十分吟味したシャディが自信を持ってオススメする価格です。

最大 30%OFF!

メーカー・シャディ希望小売価格より

※カタログご希望の方、ご一報下さい。お届けいたします。

家具の店 精理

稲敷郡阿見町若栗 1766-3

(サラダ館阿見中央店併設)

TEL 029-840-2438

FAX 029-887-3422

■営業時間:AM10:00～PM6:00

■定休日:水曜日

お知らせ
「愛の募金運動」ご協力
ありがとうございました

町更生保護女性の会は、次代を担う青少年の健全育成に努めるとともに、社会を明るくする運動や子育て支援、矯正施設の支援活動に協力し、犯罪のない住みよい地域づくりを目指して活動している団体です。

今年も県更生保護女性連盟の一事業として愛の募金運動を実施しました。寄せられた募金は309500円になりました。

この大切な浄財は、刑務所・少年院等の更生施設などに寄付させていただきます。また、本会の地域での活動にも使わせていただいております。募金活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

社会福祉課 社会福祉係
☎ 888-1111 (162)

募集
「ひとり親家庭応援パワーポイント講習会」参加者募集

▼期日 12月3日(土)・17日(土)
▼時間 午前9時30分～午後4時30分

▼場所 クリエートPC教室
(水戸市北見町)

▼対象 ひとり親家庭のパソコン初心者・中級者で2日間出席できる人

▼参加料 パワーポイントの講習を1000円(教材費)
▼募集人数 15人程度(定員で)

締切

▼申込方法 電話で左記へ申し込む

▼申込期間 11月7日(月)～22日(火)まで

▼その他 託児サービス(2歳児以上・要予約)・無料駐車場あり

県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 029-1233-2355

お知らせ
歯のなんでも電話相談

ふだん歯医者さんに聞けない、歯に関する悩みや質問をお答えします。

▼期日 11月20日(日)

▼時間 午後2時～5時

▼電話番号 ☎ 823-7930

▼回答者 歯科医師

▼料金 無料

▼相談内容 入れ歯・お子さんの歯の悩み・インプラント・口臭・矯正・歯周病・歯磨きの仕方などの歯に関する悩みを受け付けます

県保険医協会 ☎ 823-7930

お知らせ
県最低賃金が「時間額771円」に改正

茨城労働局では、県最低賃金を時間額771円(昨年度額から24円引上げ)に改正決定しました。この最低賃金額は、10月

1日(土)から県内の全産業・全労働者に適用されます。

賃金額が「県最低賃金」を下回る雇用契約は、労使双方の合意であっても、最低賃金法により賃金額については無効とされ、最低賃金額と同額の契約をしたものとみなされます。

茨城労働局労働基準部賃金室
☎ 029-1224-6216

代替
「市民健康フォーラム2016 in 土浦」開催

▼期日 11月13日(日)

▼時間 午後0時30分～4時30分(受付・正午から)

▼場所 ホテルマロウド筑波(土浦市城北)

▼内容 『ストッパ・ザ・乳がん』生活習慣と早期発見

▼その他 申込不要・参加料無料
土浦市医師会 ☎ 821-0849

お知らせ
おわびと訂正

『広報あみ』10月号通常版「インフォメーション 都市計画に関する公聴会」の原案の閲覧・申出方法の日程が「10月26日(水)～11月8日(火)」とあるのは「10月26日(水)～11月11日(金)」の誤りです。おわびして訂正します。

都市計画課 ☎ 888-1111 (231)

町男女共同参画センター
(AMIふらっとセンター) 移転

町男女共同参画センター(AMIふらっとセンター)は、男女共同参画社会推進活動の拠点として、平成27年1月に阿見町中央地区内に開所しましたが、利用者の皆さんの利便性向上を図るため、平成29年1月4日から左記のとおり移転します。

なお、同センターの休館日は移転により、中央公民館の休館日と同様に変更となります。

▼(移転後)場所 中央公民館1階(若葉1886-1) ☎ 896-13181

▼休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合翌火曜日) 祝日・年末年始(12月29日～1月3日)



町民活動推進課 ☎ 888-1111 (271)

※再掲です

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会> 11月22日(土)
9:20AMより本校にて

※中学校を通してか、本校ホームページよりお申し込みください。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～一人一人が主役になれる～

推薦入試	出願締切日	試験日	合格発表日
	11月16日(水)	11月19日(土)	11月22日(火)

※詳しくは下記までお問い合わせください。

霞ヶ浦高等学校附属中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 11月10日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心
配ごと相談にて要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～
4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,480人 (+ 16) ▽10月1日現在
- 男 性 23,499人 (+ 6) ▽常住人口ベース
- 女 性 23,981人 (+ 10) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,036世帯 (+ 46) ▽情報広報課調べ

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)

納期限 11月30日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)

納期限 12月26日(月)

救急車出動状況 9月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	98件(977)
出場件数 150件(1,461)	交通事故	12件(146)
	一般負傷	20件(157)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	20件(181)
	合 計	150件(1,461)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報
課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、
中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセ
ンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の
各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行
阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城
県信用組合阿見支店